

熊本県告示第三百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
球磨郡医師会老人訪問看護ステーション	事業所の名称	球磨郡医師会訪問看護ステーション

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
訪問介護事業所トラスティーホームげんぎ	事業所の所在地	上益城郡益城町大字惣領千四百九十一番八
ふくし生協	事業所の所在地	熊本市帯山七丁目二十二番三号
熊本市長嶺西三丁目二番八十七号		

熊本県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
ヘルパーステーションひまわり2	事業所の所在地	玉名郡長洲町大字折崎六百三番地一
1 玉名郡岱明町中土八百十一番地十号		
ヘルパーステーション愛生会	事業所の所在地	人吉市五日町五十三一
八 人吉市南泉田町字新田間百一番地		

公 告

熊本県公告第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成十年八月十七日付で確定した県営上松尾地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益をしているものでその農用地又は土地についてこの県営事業に参加しようとするものは、平成十四年四月十日までに熊本市農業委員会に申し出らるべし。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 事業計画変更の概要

県営上松尾地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書

二 公告場所

熊本市役所

熊本県公告第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

荒尾市荒尾字上西田七七五番、同七七九番及び同七八一番一

千二百二十八・四一平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

荒尾市上井手一七五―五

塚本 學

熊本県公告第二百八号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 随意契約に係る物品の名称及び数量 電子計算組織（映像システム技術科用） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県出納局用度課契約係

三 随意契約の相手方を決定した日 平成十四年三月四日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所 有限会社 珠郎

熊本市馬渡一丁目九番十二号

五 契約金額 五千七十一万五千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約の理由 地方自治法施行令第六十七条の二第一項第六号

熊本県公告第二百九号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 調達物品及び数量 電子計算組織（情報技術科用） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県出納局用度課契約係

熊本県熊本水前寺六丁目十八番一号

三 落札者を決定した日 平成十四年三月四日

四 落札者の氏名及び住所 有限会社 珠郎

熊本市馬渡一丁目九番十二号

五 落札金額 三千三百七万五千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 特例政令第六条に規定する公告を行った日 平成十四年一月二十三日

熊本県公告第二百十号

千丁町長市村慎一から土地改良事業施行の協議があつたので、審査し平成十四年三月二十二日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧の期間

平成十四年四月一日から

平成十四年四月二十六日まで

二 縦覧の場所

千丁町役場

三 縦覧に供する書類の名称

新牟田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書

熊本県公告第二百十一号

八代市長沖田嘉典から土地改良事業施行の協議があつたので、審査し平成十四年三月二十二日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧の期間

平成十四年四月一日から

平成十四年四月二十六日まで

二 縦覧の場所

八代市役所

三 縦覧に供する書類の名称

平山新町地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書

熊本県公告第二百十二号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

（二二区）

鹿本郡植木町広住字薩迫四一九番一〇五、同四六一番一の一部、同四六二番一の一部、同四七二番一の一部、同四七三番四、同四七五番一の一部及び里道並びに水路六千八百七十六・六三平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一三番三四号

太平工業株式会社九州支店

熊本県公告第二百十三号

熊本県職員給与等について、そのあらましを次のとおり公表する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

1 人件費の状況

平成 12年度普通会計決算における歳出総額は、863,198,921千円となっております。そのうち人件費は、246,313,800千円であり、歳出総額に占める割合は、28.5%（平成 11年度 29.3%）となっております。

また、人件費の内訳は、小中学校、高等学校、大学等の教育部門が、65.4%、警察部門が 13.7%、その他一般行政部門が 21.2%となっております。

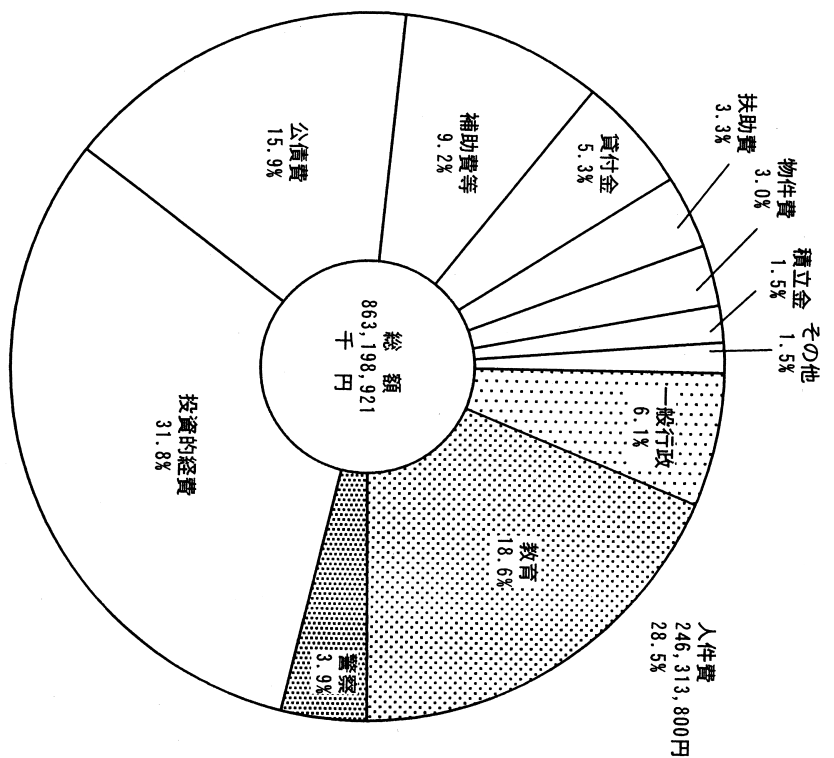
（人件費には、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給、退職年金及び災害補償費等が含まれています。）

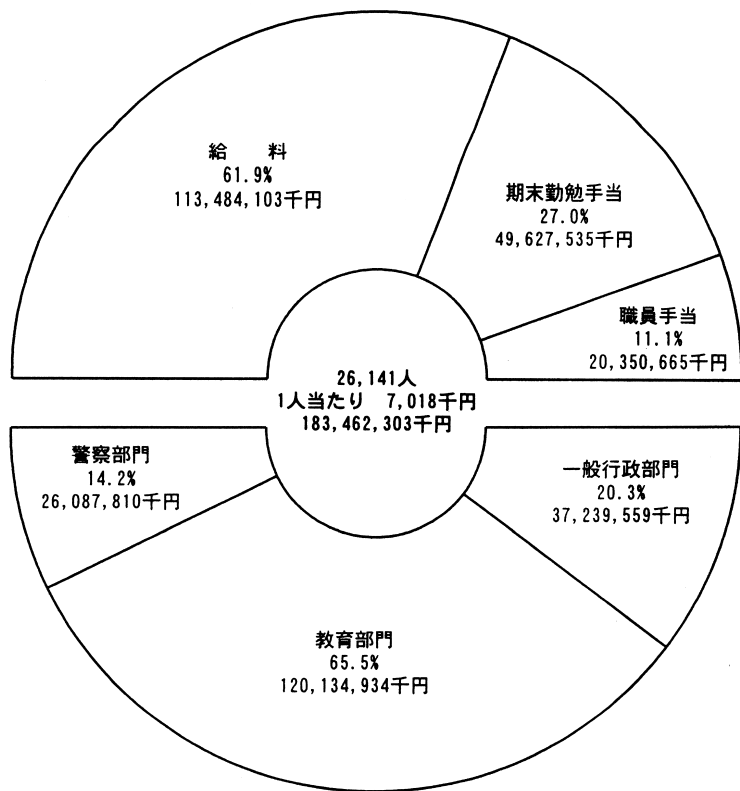
〔図1〕歳出総額に占める人件費の割合（平成12年度普通会計決算）

2 職員給与等の状況

平成 13年度普通会計予算における職員給与等の状況は、次のとおりです。（職員手当には、退職手当は含まれていません。）

〔図2〕職員給与等の状況（平成13年度普通会計予算）



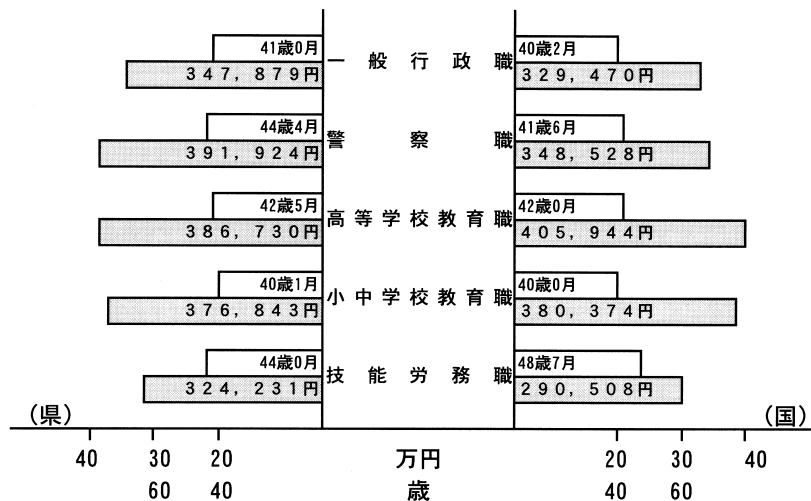


給与費及び職員数は、平成13年度2月補正後予算に計上された額及び人数です。

3 職種別平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成13年4月1日現在)

主な職種ごとの平均給料月額及び平均年齢は、次のとおりです。

[図3] 職員の平均給料月額及び平均年齢



4 職員の初任給の状況 (平成13年4月1日現在)

主な職種ごとの初任給及び採用2年を経過した日の給料月額は、次のとおりです。

[図4] 職員の初任給の状況

